

東住吉区将来ビジョン策定支援業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

東住吉区将来ビジョン策定支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

東住吉区役所では、「東住吉区将来ビジョン（以下、「将来ビジョン」という。）」を策定し、目標の実現に向けて施策を推進している。

区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等をとりまとめ、区民の方々に明らかにし、将来像の具体化に向けた施策・事業を戦略的に展開していく必要がある。

現行「将来ビジョン」にあつては、令和7年度末を以て計画期間を終えるため、令和8年4月1日から新たに5年間の計画期間を定め、新「将来ビジョン」を策定することとしている。

本業務は、将来ビジョンの策定にあたって、東住吉区の現状と課題等を踏まえ、めざすべき将来像や取り組みの方向性等について、具体的な検討を行ったうえで将来ビジョンとして取りまとめるとともに、関連する情報の収集・整理、資料作成等の支援を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約上限額

金 3,030,280 円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日

(5) 履行場所

東住吉区内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 発注者側から提供する資料

提案書作成にあたり、参考として、

- ・ 東住吉区将来ビジョン（2021-2025）
- ・ 東住吉区まちづくりビジョン
- ・ 令和6年度東住吉区区政会議 配付資料

以上の資料をデータ（電子メール）にて提供する。提供にあたっては、提供期限までに電子メールにて下記送信先まで請求すること。

請求にあたっては、「件名」は、「東住吉区将来ビジョン策定支援業務委託に関する資料について」とし、下記送信先に送信すること。送信後、必ず電話で受信確認の連絡をすること。他の方法による提供は受け付けない。

また、上記資料に加え、大阪市の総合戦略である「大阪市未来都市創生総合戦略」も参照すること。<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000623091.html>

送信先 大阪市東住吉区役所総務課 メール：tv0001@city.osaka.lg.jp

提供期間 令和7年2月10日～令和7年3月5日 17時まで

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 要（ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号もしくは第 3 号に該当する場合は免除）

保証人 否

(4) 再委託について

別紙「再委託に関する特記事項」のとおり

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の各号すべてを満たす法人又は団体とする。

(1) 国・地方公共団体ではないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(6) 納税義務者にあつては、直近 2 か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(7) その他、公序良俗に反する活動をしていないこと。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和 7 年 2 月 10 日
・ 質問受付締切	令和 7 年 2 月 14 日 15 時まで
・ 質問に対する回答	令和 7 年 2 月 18 日（予定）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和 7 年 2 月 20 日 15 時まで
・ 参加資格決定通知	令和 7 年 2 月 21 日（予定）
・ 企画提案書の提出期限	令和 7 年 3 月 5 日 17 時まで
・ 企画提案会（プレゼンテーション）の予定日	令和 7 年 3 月下旬頃
・ 選定結果通知	令和 7 年 3 月下旬頃
・ 契約締結・事業開始	令和 7 年 4 月 1 日（予定）
・ 事業完了	令和 8 年 3 月 31 日

6 参加申請手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年2月10日～令和7年2月20日 15時まで

イ 提出書類

別紙「提出書類一覧表 参加申込にかかる提出書類」のとおり

ウ 提出方法

持参または送付により、下記「9（2）発注者（提出先、問合せ先）」まで1部提出すること。

（土・日・祝日を除く9時～17時30分 ※ 12時15分～13時を除く）

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

エ 参加資格決定通知

参加資格審査後、令和7年2月21日（予定）に送付により通知する。

（2）質問受付

ア 受付期間

令和7年2月10日～令和7年2月14日 15時まで

イ 提出方法

別紙（質問票）「東住吉区将来ビジョン策定支援業務委託公募型プロポーザルに関する質問票」に記載し、提出期限までに電子メールにて提出すること。

なお、「件名」は、「東住吉区将来ビジョン策定支援業務委託に関する質問」とし、下記送信先に送ること。送信後、必ず電話で受信確認の連絡をすること。他の方法による質問は受け付けない。

送信先 大阪市東住吉区役所総務課 メール：tv0001@city.osaka.lg.jp

ウ 質問の回答

令和7年2月18日（予定）に東住吉区ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

（3）企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和7年2月21日～令和7年3月5日17時

※参加資格決定通知送付後に受付を開始します。

イ 提出方法

提出書類を持参又は送付により、下記「9（2）発注者（提出先、問合せ先）」まで提出すること（土・日・祝日を除く9時～17時30分。また最終日は17時まで ※ 12時15分～13時を除く）。

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

ウ 提出書類

・様式

別紙「企画提案書」のとおり

※ 企画提案書その他、補足資料は、A4版両面で5枚以内とする。

・部数

正本1部、副本7部 合計8部

正本：事業者名を記入したもの

副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は

特定される表現の事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの。

なお、記載があった場合は、発注者においてマスキングを行う。

エ 企画提案書の内容

企画提案書の作成にあたっては、下記「8 選定に関する事項（1）選定基準」を確認するとともに、以下の点に留意すること。なお、提案できる案は1案のみとする。

（ア）本業務に対する考え方

- ・ 区の現状の理解度

区の特徴を把握し、区の魅力や強み、課題を記載すること。

- ・ 将来ビジョンの方向性

区の現状や他都市事例等を踏まえ、区がめざすべき将来像や取り組みの方向性を記載すること。

- ・ 将来ビジョンの的確性

人口減少社会において、まちの価値、ポテンシャルや持続性を重視し、変化に柔軟に対応できるまちづくりを基本認識とし、区政会議委員の意見や区の事業と照らし合わせた内容を記載すること。また、以下留意点を参照すること。

（留意点）

将来ビジョンの策定にあたり、東住吉区政会議委員から区の魅力や強み、めざす区のイメージの意見を聴取した結果、以下のキーワードとイメージが挙げられている。企画提案にあたっては、次のキーワードやイメージを考慮した提案とすること。

キーワード：つながり・支えあい、子育て、交通網の充実、緑豊かな公園がもっと身近に、働き場所がある、スポーツを楽しめる、安心・安全。

区のイメージ：誰もが、ずっと住みたくなるまち

（イ）業務実施体制

- ・ 業務遂行に向けた適切なスケジュール及び予定スタッフの動員計画・実施体制を提案すること

- ・ 同種又は類似業務の実績内容を記載すること

- ・ 個人情報の取扱い方法を記載すること

- ・ 災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制を提案すること

（ウ）業務実施計画

- ・ 業務の実施方針や手順を提案すること。

（エ）経費

- ・ 本業務における経費内訳書（事業実施にかかる人件費、業務打合せ、業務報告書作成費、消耗品費、交通費等を税込みで記載すること。なお、「2（3）契約上限額」に示す金額を上限とする。）

7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項

企画提案書を提出期限までに提出した事業者は、企画提案会に出席し、プレゼンテーションを行うこと。ただし、災害発生時や感染症を含む感染症拡大防止の観点から企画提案会を延期または中止する場合がある。また、企画提案書提出後も延期・中止の判断をする場合がある。

- ・ 開催日時 令和7年3月下旬頃

- ・ 開催場所 東住吉区役所内会議室

- ・ 内容・方法 提出された企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。1者あたり30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。

※ 企画提案会を欠席した場合、選定から除外する（企画提案会を中止した場合を除く）。

※ 開催日時・場所の詳細については、企画提案会参加事業者に通知する。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		審査内容	配点
企画提案内容		区の現状の理解度	20 点
		将来ビジョンの方向性	20 点
		将来ビジョンの的確性	25 点
業務実施体制	実施体制の的確性	予定スタッフの動員計画・実施体制	15 点
	同種・類似業務の実績	同種又は類似業務の実績内容	10 点
業務実施計画		業務フロー、工程計画の実現性	5 点
積算の妥当性		費用積算根拠の妥当性	5 点
合計			100 点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、外部委員で構成される「東住吉区将来ビジョン策定支援業務委託にかかる公募型プロポーザルによる選定委員会」で選定会議を行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査表に記載する項目・基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 企画提案会は、上記「7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項」のとおりとする。
- エ 各委員の合計点を合算した総点数が最も高い事業者を受注予定者として選定する。
- なお、総点数が最も高い事業者が複数いる場合は、次の方法により決定する。
- ・ 各委員の「企画提案内容」の点数を合算した点数が高い事業者。
 - ・ 各委員の「企画提案内容」の点数を合算した点数が同じ場合は、各委員の「将来ビジョンの的確性」の点数が高い事業者。
 - ・ それでもなお、差がつかない場合は、くじ引きとする。
- ※ ただし、一委員でも合計点、「企画提案内容」の点数、「将来ビジョンの的確性」の点数のうち、いずれかが6割未満の場合は受注予定者として選定しない。
- オ 選定会議は非公開とし、審査内容及び選定結果についての質問や異議申し立ては一切受け付けない。
- カ 応募者が1者であっても選定会議で審査し、受注予定者としての適否を判断する。
- キ 感染症等を含む感染症拡大防止の観点から企画提案会を中止した場合は、提出書類だけで審査する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- カ 参加資格を有しないものが提案を行うこと。

- キ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
 - ク 企画提案書等の提出について、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ケ 企画提案会を欠席すること（企画提案会を中止した場合を除く。）
 - コ 見積書に記載の額が上記「２（３）契約上限額」に示す金額を超えているもの。
- （４）選定結果の通知及び公表
- 審査結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

９ その他

（１）提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。また、提出された書類に虚偽の申請があった場合は、提出されている書類のすべてを無効とする。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に提案者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。
- カ 申請者は、選定後、本要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- キ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ケ 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案の審査において次順位以下の提案者と契約交渉を行うことができるものとする。
- コ 契約の締結は、令和７年度予算の成立を条件とする。上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。
- サ 災害発生時や感染症等を含む感染症拡大防止の観点等の事由により、本業務を中止する場合がある。

（２）発注者（提出先、問合せ先）

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺１丁目１３番４号
大阪市東住吉区役所総務課（東住吉区役所５階５１番窓口）
担 当：嘉納、小杉、柴田
ＴＥＬ：06-4399-9976
ＦＡＸ：06-6629-4533
メール：tv0001@city.osaka.lg.jp